

令和 8 年 第 6 回農業委員会総会 議事録

とき 令和 8 年 6 月 15 日（月）

ところ 東大阪市役所 18 階 大会議室

【議事日程】

1. 農地調整・転用届等に関する件

- | | |
|-------|---------------------------------|
| 日程第 1 | 報告第 21 号 |
| | 引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件 |
| 日程第 2 | 報告第 22 号 |
| | 農地法第 4 条第 1 項第 7 号による届出専決事項報告の件 |
| 日程第 3 | 議案第 12 号 |
| | 農地法第 4 条による許可申請の件 |

出席委員 17 名

途中参加委員 0 名

欠席委員 1 名

事務局 2 名

開会 午後 2 時 00 分～

【事務局】

それではお時間となりましたので、農業委員会総会の方を開催させていただきたいと思ひます。

開会に先立ちまして事務局の方から二、三ご連絡がございます。

まず、議案書の訂正からでございます。

郵送で送らせていただいております議案書につきまして、手元にご準備いただけますでしょうか。

議案書のまず 3 ページでございます。

3 ページでございますが、日程第 4、報告第 22 号、というように上記のほうに記載をさせていただいておりますが、すいませんこちらの方が、日程第 4 と書かしておるところが、日程第 2 でございます。

大変失礼いたしました。

訂正のほうにいただいて 2 に変えていただきますようお願いいたします。

続きまして、同じく 3 ページでございますが、番号 2、〇〇〇〇、〇〇〇〇さんのお名前

の右隣でございます。

所在地が、〇〇〇〇となっておりますが、その筆に加えて、もう 1 つ、〇〇〇〇という筆と合わせての現状の届け出でございます。

〇〇〇〇に加えて、〇〇〇〇、地目は同じく〇で、面積が〇〇㎡でございます。

〇〇㎡の〇〇に加えて、〇〇㎡の〇〇〇〇、〇が加わっております。

以上、大変お手数ではございますが、議案書の訂正の方、よろしくお願いいたします。

続きまして、前回の第 5 回総会の方で林委員の方からご質問がございました、令和 8 年第 5 回農業委員会総会の、日程第 5、報告第 20 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号による届出専決事項報告の件の中で、譲受人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲渡人が〇〇〇〇、〇〇〇〇、対象農地が〇〇〇〇、地目が〇、面積が〇〇㎡。

同じく〇〇〇〇、地目が〇、面積が〇〇㎡、転用目的が〇〇〇〇、

いう報告事項につきまして、当該農地の転用目的は〇〇〇〇となっておりますが、〇〇〇〇にあたっての進入路はどのように確保しているのかというご質問に対しての回答でございます。

現在、西側隣地の戸建住宅建設に係る〇〇〇〇として使用されておられまして、当該隣地の住宅用地と一体利用である旨、前回総会後の事務局の調査で確認をさせていただいております。回答につきましては以上でございます。

よろしいでしょうか。

【林委員】

はい。

【事務局】

それではですね、令和 8 年第 6 回の農業委員会総会のほうを開会させていただきたいと思っております。

会長よろしくお願いいたします。

【会長】

開会にあたりまして、一言ご挨拶させていただきます。

本日、令和 8 年第 6 回農業委員会総会を開催いたしましたところ、公私何かとご多用にも関わらず、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

それではこれより総会を開会いたします。

東大阪市農業委員会総会会議規則第 6 条の規定によりまして、私が議長を務めさせていただきます。

議事が円滑に参りますように、皆様方には何卒、最後までご協力のほどよろしくお願いいたします。

たします。

着座にて進めさせていただきます。

本日の総会出席委員は、17 名ですので総会は成立しております。

本日の議事録署名委員でございますが、私の方から指名してよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

【議長】

異議なしと認め、

4 番 小林 茂一 委員、

5 番 平尾 吉伸 委員、

両委員を指名いたします。

それでは審議に入ります。

日程第 1、報告第 21 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件を議題とします。なお、この報告第 21 号につきましては、私に関する案件がありますので東大阪
市農業委員会総会会議規則第 16 条の規定により、私は一旦退席させていただきます。

その間、私に代わって議事進行は石井会長代理にお願いします。

<大西委員 退室>

【議長代理】

それでは私が議長に代わって議事進行を務めさせていただきます。

事務局説明をお願いします。

【事務局】

はい、議長。

日程第 1、報告第 21 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件、
番号 1、被相続人住所、〇〇〇〇、被相続人氏名、〇〇〇〇、相続開始年月日が〇〇〇
〇、相続人住所、〇〇〇〇、相続人氏名、〇〇〇〇。

特例適用農地の所在でございますが、〇〇〇〇、地目が〇、登記面積が〇〇㎡、適用面積
が〇〇㎡でございます。

租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の適用農地でございます。

令和〇年〇月〇日証明、他〇筆でございます。他 8 件でございます。

以上です。

【議長代理】

1 番から 9 番までの専決事項について、異議ございませんか。

【林委員】

質問あります。

【議長代理】

林委員

【林委員】

毎回、同じようなこと聞いて申し訳ないんですけども。適用面積と登記面積の記述が違う案件が番号 1、5、7、に今回は上がっているのですけれども、この適用面積と登記面積は、これは税務署が、判断した数字ですか？まず質問の 1 つとしては、税務署が判断した数字なんでしょうか。

【事務局】

はい、議長。(適用面積については)委員お見込みの通りでございます。

【林委員】

それならば、農業委員会として、この面積を、どこからどこが畑を作って、耕作されていてこれは適用農地、これは農地適用外農地という判断は農業委員会としては、線引きがあればわかるんですけども、多分これないと思うんですが、どう判断するんでしょうか。判断すればいいんでしょうか。

【事務局】、

こちらの方で判断していただくというようなものではないですけども、最初、相続税の納税猶予の適用の申請に来られたときに、農業委員会事務局の方から農地は、調査をさせていただくものでございます。

その時に、例えば農地として使っておられない面積、例えば土間コンクリートで埋めてあったりとか、農小屋が建っておったりとか、道路のセットバックの関係で農地として使われていない面積、そういったところがある場合にはそういうようなところがありますよということを税務署に、ご連絡をさせていただきます。

ただ、相続税の税額の計算に関することになってきますので、具体的な面積の積算であったりということが税務署が、具体で担当されておるというところでございます。以上です。

【議長代理】

よろしいでしょうか。

【林委員】

わかりました。

【議長代理】

それでは、異議ないものと認め、日程第 1、報告第 21 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件は了承することに決します。

<大西委員 入室>

【議長】

それでは日程第 2 に入らせていただきます。

報告第 22 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号による届出専決事項報告の件について、事務局より報告願います。

【事務局】

日程第 2、報告第 22 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号による届出専決事項報告の件。

番号 1、届出人住所氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇。

所在地でございますが、〇〇〇〇、地目が〇、面積が〇〇㎡、転用目的が〇〇、用途地域が〇〇でございます。他 2 件でございます。

【議長】

この 1 番から 3 番の専決事項について、異議ありませんでしょうか。

<異議なしの声>

【議長】

異議ないものと認め、日程第 2、報告第 22 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号による届出専決事項報告の件は了承することに決します。

日程第 3 に入らせていただきます。

日程第 3、議案第 12 号、農地法第 4 条による許可申請の件を議題とします。

事務局より報告願います。

【事務局】

日程第 3、議案第 12 号、農地法第 4 条による許可申請の件。

番号 1、届出人住所氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇、共有者につきましては備考欄に〇〇〇〇のお名前を記載させていただいております。

所在地でございますが、〇〇〇〇、地目が〇、面積が〇〇㎡でございます。転用目的が〇〇〇〇、調整区域の案件でございます。以上です。

【議長】

本件ですね農地法第 4 条許可申請の件、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

議案番号 1 番について説明します。

申請地は、主要地方道大阪東大阪線、〇〇より〇〇へ約〇〇mのところであり、半径 500 m以内に〇〇〇〇及び〇〇〇〇があります。

申請地は上水道・下水道が埋設されている幅員 6. 0mの道路に面しており農地法施行規則第 43 条第 1 項により第 3 種農地と判断しました。

本件の転用目的は「〇〇〇〇」です。

転用の理由は本市〇〇〇〇で介護保険法や障害者総合支援法に基づく各種事業を営んでいる〇〇〇〇より申請者に対して「介護需要、利用者の増加に伴い、現在利用している駐車場だけでは手狭となり、早急に訪問や送迎に使用する車両及び駐車スペースを確保する必要があるため、接道幅員が 6mあり、〇〇〇〇である当該農地を転用して貸してほしい」という要望があったためです。

現在、〇〇〇〇の使用している〇〇〇〇は、事業に必要な車両が駐車されており、介護等の利用者の増加に伴い新たな〇〇〇〇が必要であることは、申請資料及び農業委員会事務局の現地調査にて確認をしております。

転用に際しては、整地のうえ砂利敷とし、雨水は公共下水道に接続し排水します。

具体的な利用計画としては〇〇〇〇等を〇〇します。

本件申請には、土地選定理由書、土地利用計画書、土地改良区からの意見書、開発行為に該当しないことの証明書、工事見積書、資金計画を裏付けるための支払い予定口座の写しが併せて提出されております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【議長】

この件について審議願います。

ご意見ございませんでしょうか。

<意見なしの声>

【議長】

ないようですので、意見ないものと認め、日程第 3、議案第 12 号、農地法第 4 条による許可申請の件は、許可相当の意見をもって大阪府農業会議に意見聴取します。

以上をもちまして本日の定例総会は終了します。

終了 午後 2 時 20 分

以上の事実に相違がないことを証するため、署名する。

会長 大西 博

委員 小林 茂一

委員 平尾 吉伸

令和8年 第6回 農業委員会総会出欠表(別紙)

(農業委員)

議 席	氏 名	出 欠	議 席	氏 名	出 欠
1	柳生 よみ子	○	10	羽柴 和彦	○
2	大西 博	○	11	杉山 和良	○
3	草開 善城	○	12	木田 悟朗	○
4	小林 茂一	◎	13	高橋 美代幸	○
5	平尾 吉伸	◎	14	林 登	○
6	古川 勇	○	15	石井 忠和	○
7	山口 裕弘	○	16	田中 隆夫	○
8	南口 浩	○	17	宮崎 行俊	×
9	西田 博文	○	18	大野 一博	○

○ 出 席
× 欠 席
◎ 議事録署名委員
△ 途中参加

(職務のため総会に出席した事務職員)

事務局長 杉 本 篤 史

事務局次長 横 関 真 人